

クラブベルズ チーム規約

2021年7月1日作成

○第1章 総則

■第1条■（名称）

本クラブは、「クラブベルズ」と称する。

■第2条■（事務所）

本クラブの事務所を株式会社フォーティーフォーに置く。

■第3条■（入会資格）

- ① 補助輪なしで自転車に乗れること。
 - ② 年齢は15歳(中学生まで)
バイク 50cc～85cc(2ストローク)
50cc～150cc(4ストローク)
- ※ヨツバモト(エンジョイクラスのみ可能)

■第4条■（目的）

- ① あいさつができる子になる。
- ② バイクを楽しく乗る。
- ③ 競争心を高める。
- ④ 上手になること。

■第5条■（運営）

本クラブ運営は月払いとする。

■第6条■（安全管理）

練習、試合において事故や怪我が生じた場合、クラブは応急処置を講ずる他は一切の責任を負わない。

クラブ員はスポーツ安全保険に加入する。

※保険の種類は2種類

- ① 4月1日～翌3月31日までのスポーツ安全保険(申込1日前まで)
- ② ツインサーキットの1日保険(申込当日/500円)

■第7条■（責任）

当社、コースおよび場内設備利用における責任

コースおよび場内設備利用にあたり、以下の事柄を遵守し誓約していただきます。

- ① サーキットの規約やマナーを遵守し、施設や他の走行者に損害を与えないように走行すること。
- ② コース走行に関連して起きた事故や、その他場内の事故によって、クラブ員自身また同伴関係者の受けた死亡・負傷および車両、機材(所有物)等の損害について、当社または当社従業員・雇用者・その他の参加者ならびに関連する全てのものに対して如何なる場合も非難したり、責任を追及したり、損害の賠償請求を一切行わないこと。
(このことは当社または当社従業員・雇用者・その他の参加者ならびに関連する全ての者に起因した場合でも相違ありません。)
- ③ サーキットの規則やルール、マナーに反して走行中止や退場、走行受付の拒否などの処分に対し、異議なく従うこと。
(走行料は如何なる理由であっても返還はいたしません。)
- ④ コースおよび場内設備利用に際し、設備・備品等に損害を与えた場合には、その原状復帰に要した費用を支払うこと。

■第8条■（退会）

退会の申し出は1か月前までとする。

会費を3か月滞納した場合は自動退会となる。

入会から半年間の退会は認められない。

■第9条■（活動内容・決めごと）

- ① クラブ活動中は、子供の自立を図るため、本クラブの指導方針に従い、保護者は指導員の手伝いをする。
- ② 練習中は必ず保護者(もしくは代理人)が付き添い、クラブ任せにしないこと。
- ③ 暴言・暴力、けんかはしないこと。
- ④ 利用者は過去、現在、将来にわたり、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます)に該当しないことを保証し、および暴力行為、詐欺、脅迫行為、業務妨害行為、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わない。

■附則■

本規約が定めない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意を持って協議し、解決するものとする。

誓約書

この度、貴チーム規約に賛同し、入会を申請いたします。

その際、下記記載事項につきましては遵守いたします。

記

- 1 運営、練習方法に関してはクラブの指示に従い、一切の異議を申し立てません。
- 2 練習場および試合会場までの移動中ならびに練習中、試合中の事故・負傷についてクラブならびに責任者に対しての異議、申し立ては行いません。
※スポーツ安全保険に加入していただきます。
- 3 練習、試合等につきましては、ルールおよびマナーを守ります。
- 4 クラブ規約を遵守いたします。

以上

サイン	印
住所	
氏名	
生年月日	
血液型	
性別	
連絡先	
緊急連絡先	
メールアドレス	